

我孫子市リサイクルセンター整備運営事業  
落札者決定基準書

令和8年7月10日

我 孫 子 市

< 目 次 >

<b>1. 総則</b> .....	<b>1</b>
1.1 落札者決定基準の位置づけ.....	1
1.2 選定委員会の設置.....	1
1.3 民間事業者の選定方法.....	1
<b>2. 民間事業者の選定に係る審査方法</b> .....	<b>3</b>
2.1 入札参加資格審査.....	3
2.2 基礎審査.....	3
2.2.1 書類審査.....	3
2.2.2 技術審査.....	3
2.3 提案審査.....	3
2.3.1 非価格要素審査.....	4
2.3.2 価格要素審査.....	4
2.3.3 総合評価（落札候補者の選定）.....	4
2.4 非価格要素審査及び価格要素審査における点数化方法.....	5
2.4.1 非価格要素審査の点数化方法.....	5
2.4.2 価格要素審査の点数化方法.....	5

## 1. 総則

我孫子市（以下「本市」という。）では、我孫子市リサイクルセンター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、我孫子市リサイクルセンター整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、最も優れた入札参加者を選定するための審査方法を示した我孫子市リサイクルセンター整備運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を入札説明書と一体のものとして定める。

### 1.1 落札者決定基準の位置づけ

本事業を実施する民間事業者には、施設の設計・施工、運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。このため、民間事業者の選定にあたっては、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

本落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、要求水準書等の内容について入札参加者から提出された事業提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

### 1.2 選定委員会の設置

本市は、民間事業者の選定に係る審査に当たり、選定委員会を設置する。

選定委員会は、学識経験者及び本市職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容を検討し、評価する。

### 1.3 民間事業者の選定方法

落札者決定の手順は図1のとおりとする。

本事業は、我孫子市リサイクルセンターの設計・施工及び運營業務を一括で民間に委託し、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力の活用により、費用対効果の高い施設建設及び長期間にわたる効率的な施設運営を図ることによって、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

そのため、本事業を実施する民間事業者の選定にあたっては、競争性、公平性及び透明性を確保するため、設計・施工及び運営に関する技術、事業遂行能力等、並びに入札価格を総合的に評価し、落札候補者を選定する「総合評価一般競争入札」により実施する。

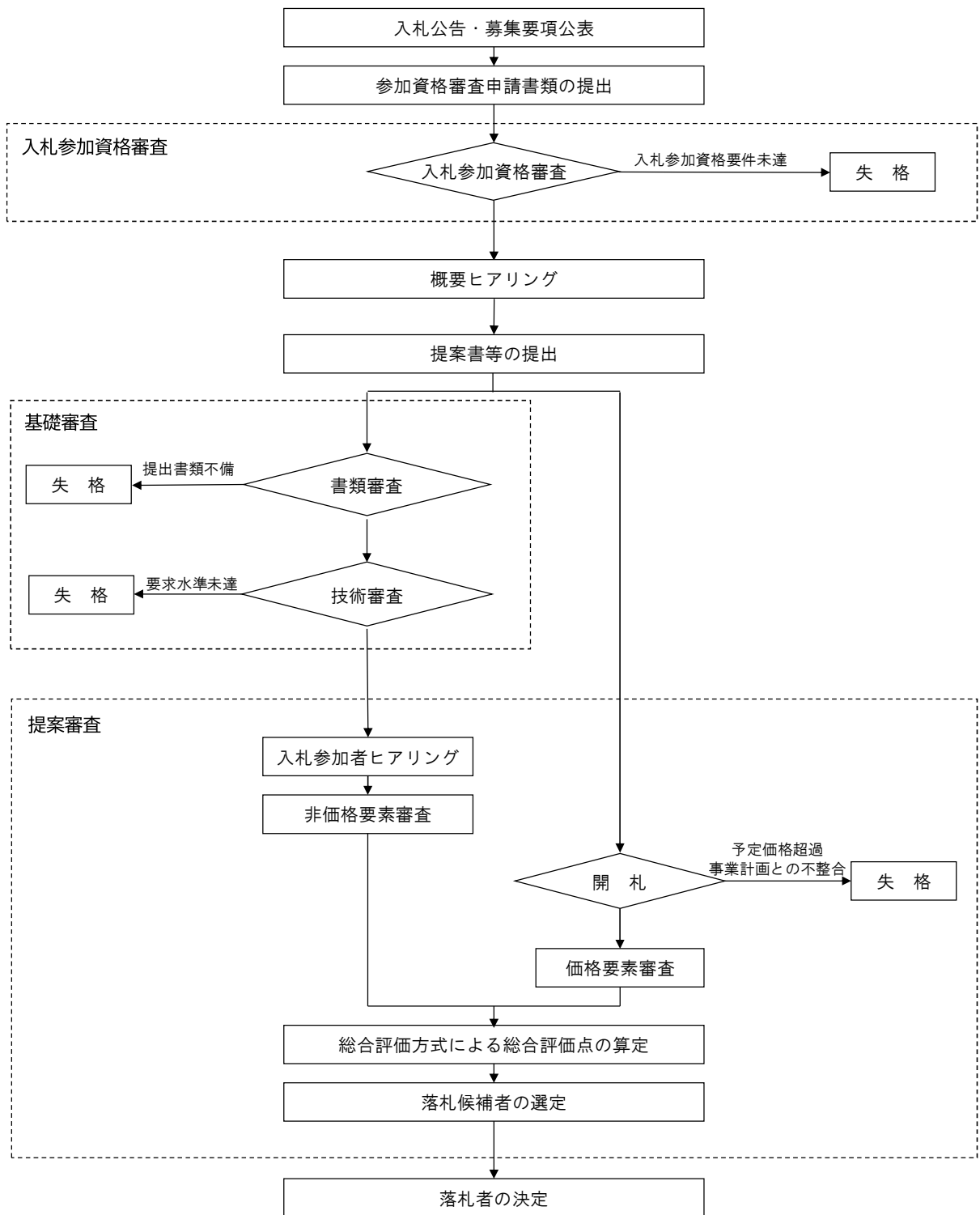


図 1 民間事業者の選定フロー

## 2. 民間事業者の選定に係る審査方法

民間事業者の選定に係る審査は、第1段階における資格審査、第2段階における提案審査で構成する。

### 2.1 入札参加資格審査

本市において、参加表明者から提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類について、入札説明書に示す入札参加資格要件を全て満たしていることを審査し、その結果を参加表明者に対し通知する。

入札参加資格要件を全て満たしていることの審査は、入札説明書の「4. 資格審査（入札参加資格審査）」に示す方法により行い、入札参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

入札参加者に対し、提案概要書について事務局による概要ヒアリングを実施する。概要ヒアリングは、入札参加者との提案内容に対する対話を行い、入札参加者の要求水準書等に対する解釈の違いを解消し、要求水準未達を回避するとともに、入札参加者の創意工夫を必要に応じ採用し、本事業をよりよいものとするため実施する。

### 2.2 基礎審査

本市において入札参加者から提出された事業提案書に対し、書類審査、技術審査を行う。

#### 2.2.1 書類審査

本市において、入札参加者から提出された事業提案書に不備がないことを確認する。確認した結果、提出書類に不備がある場合は失格とする。

提出書類の確認は以下の内容を確認する。

- ・必要な書類がそろっているか
- ・書類に必要な事項が記載されているか

#### 2.2.2 技術審査

本市において、入札参加者から提出された事業提案書について、要求水準書等に規定された要件を満足できるか、否か、事業計画書について、事業としての妥当性を有しているか等の確認を行う。要求水準書等に示す基準を満たしていない場合は失格とする。

次に技術審査における視点を示す。

- ・要求水準書等を満たした技術提案がなされているか
- ・書類間で提案内容が整合しているか
- ・要求水準書等及び協定・契約条件を遵守しているか
- ・事業計画書の運営・維持管理コストや収益等が妥当か

### 2.3 提案審査

基礎審査を通過した事業提案書に対し、選定委員会において本選定基準に基づき非価格要素審査及び価格要素審査を行い、評価、点数化して総合評価する。

総合評価の結果、非価格要素における得点（以下「非価格要素審査点」という。）及び価格要素審査における得点（以下「価格要素審査点」という。）を合算した得点（以下「総合評価点」という。）が、最も高い入札参加者を落札候補者とする。

なお、総合評価点の最も高い入札参加者が2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

### 2.3.1 非価格要素審査

非価格要素提案書、技術提案書及び事業計画書の提案内容について、審査項目ごとに評価し、点数化する。

なお、審査に当たり、入札参加者へのヒアリングを実施する予定である。

### 2.3.2 価格要素審査

入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であること、及び事業計画書と入札書が整合していることの確認を行い、入札価格を点数化する。

なお、予定価格を上回った入札参加者は失格とする。

### 2.3.3 総合評価（落札候補者の選定）

非価格要素審査点と価格要素審査点を合算して総合評価点を算出し、落札候補者を選定する。

配点は、非価格要素審査100点、価格要素審査100点の200点満点とする。

なお、総合評価点の最も高い提案が複数ある場合には、当該者にくじを引かせて順位を決定する。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素審査点} + \text{価格要素審査点}$$

## 2.4 非価格要素審査及び価格要素審査における点数化方法

### 2.4.1 非価格要素審査の点数化方法

非価格要素審査点の配点は100点とし、各評価項目の配点は表2のとおりとする。  
各評価項目において表1に示す5段階により評価し、点数化する。

各評価項目の評価点は、評価項目ごとに表2に示す評価の視点をもとに、各委員がそれぞれ評価を行い、各委員の評価点の平均値を算出する。各評価項目の評価点は、小数第3位を四捨五入した値とする。

表1 評価、評価内容及び採点の算出方法

評 価	評価内容	採点の算出方法
A	特に優れている	配点 × 100%
B	A、Cの中間程度	配点 × 75%
C	優れている	配点 × 50%
D	C、Eの中間程度	配点 × 25%
E	要求水準を満たす程度	配点 × 0%

### 2.4.2 価格要素審査の点数化方法

価格要素審査点の配点は、施設整備費の配点45点、運営費の配点55点、合計100点とする。

価格要素審査における価格要素審査点は次式によって算定する。なお、価格要素審査点は、小数第3位を四捨五入した値とする。

なお、価格要素審査点の算定に際して、定量化限度額は設定しない。

$$\text{価格要素審査点} = \text{施設整備費の配点} \times \frac{\text{施設整備費最低入札価格}}{\text{施設整備費入札価格}} + \text{運営費の配点} \times \frac{\text{運営費最低入札価格}}{\text{運営費入札価格}}$$

※施設整備費最低入札価格：入札参加者の施設整備費入札額のうち、最も低額の入札額をいう。

施設整備費入札価格：審査対象の入札参加者の施設整備費入札額をいう。

※運営費最低入札価格：入札参加者の運営費入札額のうち、最も低額の入札額をいう。

運営費入札価格：審査対象の入札参加者の運営費入札額をいう。

表 2 非価格要素審査の評価項目、評価の視点及び配点

通 番	評価項目		評価の視点	配 点
	大項目	小項目		
事業計画に関する事項				26
1	実施体制	業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 設計・施工、運営の各段階の業務実施体制において、事業の円滑かつ確実な遂行が可能な人員体制及び適切な経験者・有資格者の配置が提案されているか。</li> <li>▶ 事業を継続するため、設計・施工、運営の各段階における人材確保策、人材育成策が有効か。</li> <li>▶ 代表企業等によるグループ内バックアップ体制、企業内バックアップ体制、アフターサービス等により、安全で安定的な事業が担保されているか。</li> </ul>	5
2		セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 設計・施工、運営の各段階における要求水準書、提案書等を遵守しているかを、事業者自らが確認、改善でき、かつ本市がチェックできる体制及び手法について効果的な提案か。</li> </ul>	5
3	事業遂行	事業経営計画・事業収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業経営計画及び事業収支計画について、計画性及び妥当性があり、安定的な事業遂行の工夫について効果的な提案か。</li> </ul>	3
4		リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 長期の事業期間を見据え、リスクを監視・管理する組織体制やプロセスが、実効性の高いものとなっているか。</li> <li>▶ リスクアセスメントにおける重要リスクの選定や評価が妥当か。また、それらに対する事前・事後の対策は、民間のノウハウが活かされた具体的かつ効果的な提案か。</li> </ul>	5
5		施設の長期使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 設計・施工、運営の内容が、本施設の35年以上の使用を実現するために効果的な提案か。</li> <li>▶ 事業期間終了後、本市による基幹的設備改良工事の実施が想定されるが、基幹的設備改良工事費の低減、工事実施の容易性の確保につながる効果的な提案か。</li> </ul>	6
6	地域貢献	設計・施工段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本事業の実施に当たり、設計・施工段階における地元企業への発注金額や市内業者からの資材調達量を多くすることで、市内在住者の雇用増加や本市の活性化に繋がるか。</li> <li>▶ 地元発注額の建設工事入札額に対する割合。</li> </ul>	1
7		運営段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本事業の実施に当たり、運営段階における地元企業への発注金額や地元企業からの資材調達量を多くすることで、市内在住者の雇用増加や本市の活性化に繋がるか。</li> <li>▶ 地元発注額の運営委託業務入札額に対する割合。</li> </ul>	1

通 番	評価項目		評価の視点	配 点
	大項目	小項目		
施設の設計・施工業務に関する事項				37
8	施設性能	施設配置・設備内容・動線計画・施設間連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶各施設を利用する市民等の利便性や安全性を考慮した施設配置・動線・設備が提案されているか。</li> <li>▶クリーンセンターとの円滑な連携が期待できる提案か。</li> </ul>	7
9		爆発・火災事故対策	▶リチウムイオン電池やスプレー缶等が混入した場合の爆発・火災事故等への対策は効果的な提案か。	8
10		水害等の災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶水害におけるリサイクルセンターの被害の最小化のために効果的な提案か。</li> <li>▶地震、水害等の災害発生後、早期にごみ処理を再開させるために効果的な提案か。</li> <li>▶来場者や作業員の安全を確保（避難経路）するための効果的な提案か。</li> </ul>	8
11		省エネルギーに資するシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶使用電力量の低減に効果的な提案か。</li> <li>▶二酸化炭素発生量やエネルギー使用量の抑制について、環境負荷を低減する効果的な提案か。</li> </ul>	7
12	施工計画	既存施設への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶クリーンセンター、計量棟、粗大ごみ処理施設、プラスチック中間処理施設が稼働中の事業用地において、事業用地内の各施設の安全・安定的な稼働を継続しながら工事を実施できる提案か。</li> <li>▶既存施設から新施設へ切り替えをスムーズに行う提案となっているか。</li> <li>▶クリーンセンターからの受電やクリーンセンターでの排水処理、クリーンセンターへのデータ送信工事等クリーンセンターの運営に影響の恐れがある工事について、クリーンセンターへの影響を最小化するために効果的な提案か。</li> </ul>	7

通 番	評価項目		評価の視点	配 点
	大項目	小項目		
運營業務に関する事項				37
13	運転管理	搬入管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 誘導計画、搬入管理方法が安定受入、安定処理を行うために効果的な提案か。</li> <li>▶ クリーンセンター運営事業者が行う誘導との連携が期待できる提案か。</li> </ul>	5
14		クリーンセンターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本市、クリーンセンター運営事業者等との連携が効果的か。</li> <li>▶ 残渣の搬出に関し、クリーンセンター、その他市が指定する搬出先との連携・協力が効果的か。</li> </ul>	7
15		省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 用役使用量の低減のため、運転上の工夫について効果的な提案か。</li> <li>▶ 電力使用に対するピークカット方法、クリーンセンター1炉運転時の対応が、クリーンセンターにおける買電量低減に効果的な提案となっているか。</li> </ul>	7
16		火災・爆発対策	▶ 火災・爆発及び設備機器の損傷等を防止するための運営上の事前・事後対策（リチウムイオン電池、スプレー缶等の対策を含む）について効果的な提案か。	8
17		災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地震や水害等の自然災害、事故・災害への対策が効果的な提案か。</li> <li>▶ 災害時の本市及びクリーンセンター運営事業者との連絡手段、連携内容が効果的な提案か。</li> <li>▶ 災害廃棄物の受入れ及び処理方法が適切か。</li> </ul>	6
18		維持管理	事業期間終了時の対応	▶ 本市が行う事業期間終了後の施設運営検討に対し、事業者の支援内容が効果的な提案か。
合計				100